

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃および防止に関する合意された結論

1. 委員会によって採択された、以下の、合意された結論は、2008年7月24日の理事会決議 2008/29 に従い、年次閣僚再検討および開発協力フォーラムへの情報として、経済社会理事会に送付される。

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃および防止 *

1. 女性の地位委員会は、北京宣言および行動綱領、総会第23回特別会期成果文書、および第4回世界女性会議の10周年および15周年の機会に、委員会によって採択された宣言を再確認する。

2. 委員会はまた、国際人口開発会議での行動計画およびさらなる履行のための主要な活動を含む、ジェンダー平等と女性の能力強化の分野における、関連する国際連合首脳会合および会議でなされた国際的な公約を再確認する。

3. 委員会は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および児童の権利条約、並びにそれらの選択議定書、また、様々な国際的な文書において対応されている分野横断的な問題として、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃と防止のための国際的な法的枠組と包括的な一連の措置を規定した、他の関連する条約を再確認する。

4. 委員会は、1949年のジュネーブ諸条約およびその1977年の追加議定書を含む、国際人道法の規則を想起する。

5. 委員会は、ジェンダーに関連する犯罪と性的暴力の犯罪の、国際刑事裁判所ローマ規程への包摂および、アドホックな国際的な刑事法廷による、暴行と性暴力の他の形態が戦争犯罪、人道に対する罪またはジェノサイドや拷問を成立させる行為を構成しうる、との確認を想起する。

6. 委員会はまた、女性と女兒に対する差別と暴力の予防および撤廃において、地域の条約、文書およびイニシアチブにより担われる重要な役割、並びに、各地域や国家におけるフォローアップメカニズムを確認する。

7. 委員会は、総会の、とりわけ女性に対する暴力の撤廃に関する宣言、経済社会理事会並びに女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する補助機関のすべての関連す

* 討論に関しては、第II章、第95-99項を参照。

る決議の、十分かつ効果的な履行およびフォローアップへの公約を再確認する。また、女性に対する暴力に関する従前の合意された結論（1998）および女兒に対する差別と暴力の撤廃に関する従前の合意された結論（2007）を再確認する。

8. 委員会は、女性、平和と安全に関する安全保障理事会の、2000年10月31日の決議1325(2000)、2008年6月19日の決議1820(2008)、2009年9月30日の決議1888(2009)、2009年10月5日の決議1889(2009)、および2010年12月16日の決議1960(2010)並びに、武力紛争および紛争後の状況に関する、2009年8月4日の決議1882(2009)、および2011年7月12日の決議1998(2011)を含む、子どもと武力紛争に関する、すべての関連する安全保障理事会決議を想起する。

9. 委員会はまた、女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する取組の加速化に関する2011年6月17日の人権理事会決議17/11を想起する：すなわち、保護における相当の注意の確保、女性に対する差別の撤廃に関する2012年7月5日の20/6、女性に対する暴力のあらゆる形態を撤廃する取組の加速に関する2012年7月5日の20/12；暴力にさらされた女性への救済措置。

10. 委員会は女性と女兒に対する暴力が、女性と男性の間の権力関係における歴史的また構造上の不平等を根本原因であること、また人権の享受に対して蔓延している侵害として世界中のすべての国に存続していることを確認する。ジェンダーに基づく暴力は、すべての人権と基本的自由の、女性と女兒による享受を重大に侵害し、損ないまたは無効にする差別の一形態である。女性と女兒に対する暴力は、公的および私的領域における権力の支配の使用と乱用によって特徴づけられ、そのような暴力を強化し、また温存するジェンダーの固定観念、およびそのような暴力への女性と女兒の脆弱さを増大させる他の要因と本質的に結びついている。

11. 委員会は、「女性に対する暴力」は、公的または私的な生活で生じようと、そのような行為の脅迫、強制または自由の恣意的な自由の剥奪を含む、女性と女兒への身体的、性的または精神的な害または苦しみを生み出すまたは生み出す可能性のある、ジェンダーに基づいた暴力のあらゆる行為を意味することを強調する。

12. 委員会は、女性と女兒に対する暴力のあらゆる形態を強く非難する。委員会は、様々な文脈、設定状況および関係におけるそれらの様々な形態として現れ、並びにドメスティックバイオレンスが、世界中のすべての社会階層の女性に影響を及ぼす最も一般的な形態であり続けることを認識する。委員会はまた、差別の多面的な形態に直面する女性と女兒が、暴力の増加する危険性にさらされていることに留意する。

13. 委員会は、国家に対して武力紛争および紛争後の状況において行われる女性と女兒に対する暴力を強く非難することを促し、性およびジェンダーに基づいた暴力が犠牲者と生存者、家族、共同体と社会に影響を及ぼすことを認識し、説明責任と救済のための効果的な措置並びに効果的な保証措置を求める。

14. 委員会は、国家に対して女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を強く非難することおよび女性に対する暴力の撤廃宣言に定められている通り、撤廃に関する義務を回避するためにあらゆる習慣、伝統または宗教的理由を引き合いに出すことを控えることを促す。

15. 委員会は、すべての人権は普遍的、不可分、相互依存および相互に関連しており、国際社会が、同等の立場かつ同等の重要さで、人権を地球規模で公平かつ平等な方法で扱わなければならないことを認識し、また国家および地域的な特殊性の重要性と、様々な歴史的、文化的および宗教上の背景が留意されながら、政治的、経済的および文化的な制度に関わらず、すべての人権および基本的な自由を促進し保護することは国家の義務であることを強調する。

16. 委員会は、すべての国家が、女性と女兒のすべての人権および基本的な自由を促進しまた保護するために、立法、政治、経済、社会、および行政の性質のすべての適切な手段を、すべての段階で用いる義務を有すること、並びに、女性と女兒に対する暴力の犯罪行為者を予防し、捜査し、訴追し、処罰しまた不処罰を阻止するため、また犠牲者と生存者に保護および適切な救済措置へのアクセスを提供するために、相当の注意を払わなければならないことを強調する。

17. 委員会は、教育に対する権利が人権であること、無学を撤廃し、とりわけ農村および僻地における、教育への平等なアクセスを確保とし、また教育のすべてのレベルでのジェンダーギャップを縮小することは、女性と女兒の能力を強化し、それにより女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に貢献することを強調する。

18. 委員会は、女性と男性がすべての人権および基本的自由を平等に享受する権利を有することを再確認する。委員会は、国家に対して女性と女兒のすべての人権および基本的自由へのすべての違反を予防すること、また女性と女兒に対して差別となる、または彼女たちに対する暴力を温存し容認する慣行および法律の廃止に特に注意を向けることを促す。

19. 委員会は、女性の経済的な能力強化および資源への十分かつ平等なアクセスを含む、ジェンダー平等の実現と女性の能力強化、また、とりわけ経済的意思決定における女性た

ちの正式な経済への十分な統合、および彼女たちの公的および政治的な生活への平等な参加は、女性と女兒に対する暴力の構造的および根本的な原因に対応するために必要不可欠であることを強調する。

20. 委員会はまた、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の予防および撤廃に残されている、障壁が続いていることも認識し、そのような暴力への予防と対応は、すべてのレベルで、女性と女兒に対する暴力と、教育、医療、HIV と AIDS、貧困撲滅、食の安全、平和と安全、人道支援と犯罪予防など他の問題との関連を認識する包括的な方法において各々およびすべての機会において、国家に対して行動することを要請する。

21. 委員会は、女性の貧困と能力強化の欠如および、社会および経済的政策並びに、教育と持続可能な開発の恩恵からの除外により生じる彼女たちの疎外が、暴力の増加する危険性に彼女たちを置くこと、また女性に対する暴力が、共同体および国家の社会的および経済的發展を、またミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成を阻害することを、認識する。

22. 委員会は、女性に対する暴力が、彼女たちの性とリプロダクティブヘルスを含む、女性たちの健康に短期および長期の悪影響を及ぼすこと、また彼女たちの人権の享受、性とリプロダクティブヘルスの尊重および促進、また国際人口開発会議の行動計画、北京行動綱領およびそれらの再検討会議での成果文書に従い、リプロダクティブライツを保護しまた実現することは、女性たちがすべての人権と基本的自由を享受できまた女性に対する暴力を予防し緩和するために、女性のジェンダー平等と能力強化を達成する上で必要条件であることを認識する。

23. 委員会は、特に人権と基本的自由を実行している女性と女兒を威嚇するために用いられる場合に、性的ハラスメントを含む、公的な場における女性と女兒に対する暴力に関して深い懸念を表明する。

24. 委員会は、フェミサイドすなわち女殺しの概念が国内法に組み入れられている国においてを含む、様々な地域におけるこの暴力の形態に対応するために取られた取組を認識しつつ、暴力的なジェンダーに関連する女性と女兒の殺人に対して懸念を表明する。

25. 委員会は、小型武器の違法な使用や違法な取引が、特に女性と女兒に対する暴力を悪化させることを認識する。

26. 委員会は、高齢の女性の脆弱さおよび彼女たちが直面する暴力の特別なリスクを認

識し、とりわけ、世界人口における高齢者の割合の増加に照らして、彼女たちに対する暴力と差別に対処する緊急の必要性を強調する。

27. 委員会は、先住民の女性が、暴力のあらゆる形態への脆弱性を増大させる、差別と貧困の複雑な形態にしばしば苦しむことを再確認する；また先住民の女性と女兒に対する暴力に真剣に対処する必要性を強調する。

28. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する取組における、とりわけ男性と男児の共同体の、また、とりわけ女性と若者の組織の市民社会の、重要な役割を認識する。

29. 委員会は、女性と女兒に対する差別と暴力の撤廃のための、政府における可能性のある最も高いレベルに置かれるべき女性の向上のための国家機関の戦略的および調整の役割およびそれらが効果的に機能することを可能とするための、必要な人的および十分な財政的資源をこれら機関に与える必要性を確認する。

30. 委員会は、地球規模、地域および国家のレベルにおいて女性と女兒に対する差別と暴力に対処し、また国家の要請に従い、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃し予防するための取組において国家を支援する、国際連合システムとりわけジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際連合機関(UN-Women)の重要な役割を認識する。

31. 委員会は、女性と女兒に対する暴力の予防と撤廃に関するデータの集積の重要性を強調し、これに関して、女性に対する暴力に関して指標の一式に向けての統計委員会の作業に留意する。

32. 委員会は、関連する法や政策の採択、予防措置の履行、犠牲者、生存者への保護と適切な支援サービスの設立並びにデータの集積、分析および研究の改善など、女性と女兒に対する暴力に対処するためになされた進展を歓迎する。これに関して、委員会は、包括的な方法で、女性と女兒に対する暴力に対処する取組における、すべてのレベルでの政府のまたすべての関連する利害関係者の貢献と参加を歓迎する。

33. 委員会は、進展がなされながらも、女性と女兒に対する暴力の惨害に対処する際に、公約の実施と履行上の隔たりの克服において、多大な隔たりと課題があることを認識する。委員会は、とりわけ以下の点を懸念する：ジェンダーに敏感な政策の不十分さ；法および政策枠組の履行の不十分さ；データ収集、分析と研究の不十分さ；財政および人的資源の欠如またそれら資源の配分の不十分さ；包括的でなく調整されておらず、一貫していない、

持続的でなく、透明性が低く、十分に監視されておらず、評価されてはいない取組の存在。

34. 委員会は、それぞれの職務権限内でまた国内の優先度に留意して、関連する国連システムの機関、国際および地域機構とともに、適宜、すべてのレベルに置いて、政府に対して促し、また国家の人権機関が存在する場合には同機関、非政府組織を含む市民社会、民間セクター、使用者組織、労働組合、メディアおよび他の関連する主体に対して、適宜、以下の行動をとることを招請する：

A. 法および政策上の枠組とアカウンタビリティの履行の強化

(a) 優先事項として、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および児童の権利に関する条約並びにこれらの各選択議定書への批准または加入を考慮し、あらゆる留保の程度を制限し、留保が条約の目的と両立することを確実にするために、可能な限り留保を厳格かつ狭義に定め、それらを撤回する目的で定期的に留保を再検討し、また各条約の目的と反する留保を撤回すること；またとりわけ、効果的な国内法と政策を実施し、それらを十分に履行すること、また締約国に対して、関連条約機関への報告書において、女性と女兒に対する暴力に対処する措置に関する要請された情報を含めることを、奨励する；

(b) 女性と女兒に対する暴力と闘うために、犠牲者および生存者の保護に関する国際法および国際的な指針並びに最良の慣行のすべての関連する資料を用いることを奨励する；

(c) 女性および女兒に対する暴力を犯罪化し、そして緊急制限命令および保護命令、捜査、また不処罰を阻止するための訴追提起および犯罪行為者の適切な処罰、犠牲者および生存者の能力を強化する支援サービス、並びに適切な民事救済措置と補償へのアクセスなど、多面的かつジェンダーに敏感な予防および保護措置を定めた、法と包括的な措置の加速化されたまた効果的な履行を適宜、採用し、再検討しまた確保すること；

(d) 優先事項として、ドメスティックバイオレンスを禁止し、懲罰的な措置を定め、そのような暴力に対する十分な法的な措置を確立する、法の採用、強化および履行を通じて、そのような暴力に対処しまた排除すること；

(e) 適切な場合には、暴力的なジェンダーに関連する女性と女兒の殺人を処罰する国内法を強化し、またジェンダーに基づいた、そのような言語道断の形態の暴力を予防し、捜査しまた撤廃するための特別のメカニズムまたは政策を統合すること；

(f) 彼女たちが、とりわけ、家族法および刑法に関連する法手続および問題に関して、情報に基づいた決定が出来るように、司法および効果的な法支援への女性と女児の支障のないアクセスを確保とすること、また必要な場合には国内法の採択を通じてを含む、彼女たちが被った損害への公正かつ効果的な救済措置にアクセスすることを、確保とすること；

(g) 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力に関連して、強制的な仲介および調停を含む、紛争解決の強要されたおよび強制的な代替のプロセスを禁止するために必要な立法上および/または他の措置を取ること；

(h) 女性に対して差別的なあるいは女性に対して差別的な影響を及ぼす、すべての法、規則、政策、慣行および慣習を再検討し、また適切な場合には、改正し、修正しまたは廃止すること、および存在する場合には、国際人権法の義務、公約、および無差別の原則を含む原則と合致する多面的な法制度の規定を確保とすること；

(i) すべての法律、政策および計画にジェンダーの視点を主流化し、暴力の犠牲者と生存者を含む、女性と女児の必要性と状況を考慮しながら、ジェンダー対応の計画と予算の拡大された使用を通じてを含む、女性と女児に対する差別と暴力に対処する関連する法、政策および計画の策定、採用および十分な履行に対して並びに女性組織の支援に対して十分な財政および人的資源を割り当てること；

(j) 暴力の犠牲者および生存者を含む女性と女児のニーズと状況の多様性を考慮しながら、資源配分におけるジェンダーの視点の主流化並びに地方、国家、地域および国際的なレベルでまた強化され増加した国際的な協力を通じて、ジェンダー平等を確保とするために、具体的な対象を特定した活動にとって必要な人的、財政的および物質的資源を確保とすることを通じてを含む、ジェンダー平等と女性と女児の能力強化への投資を増加すること；

(k) 予防、保護および支援サービス並びに対応；データ集積、研究、監視および評価；調整メカニズムの設立；十分な財政および人的資源の配分；独立した国家監視および責任メカニズム；達成される結果に向けた明確な予定表と国家の基準；を含む、女性と女児の十分かつ効果的な参加を伴った、効果的な多分野の国家政策、戦略および計画を策定しそして履行すること；

(l) 適宜、不処罰を阻止するための犯罪行為者の捜査、訴追および処罰、女性の司法へのアクセスへの障壁の除去、申立および報告メカニズムの確立、犠牲者と生存者への支援

提供、性とリプロダクティブヘルスを含む、入手可能かつ利用可能な医療ケアサービスおよび再統合の措置を通じてを含む、武力紛争および紛争後の状況においては、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の予防と対応が優先され、また効果的に対応されることを確実にすること；並びに紛争解決および平和構築プロセス並びに紛争後の意思決定における女性の参加を増やすための措置を取ること；

(m) 紛争解決プロセスの文脈における恩赦規定から、女性と女兒の殺害、傷害、標的とすること並びに性暴力の犯罪を除外することの必要性を強調しつつ、国際法で禁止されているように、そのような犯罪の説明責任を確実にし、および、移行期の正義のプロセスにおいて女性の十分かつ効果的な参加を確実にする他の措置を取りながら、そのようなメカニズムを通じてを含む、武力紛争および紛争後の解決プロセスのすべての段階におけるそのような行為に対処すること；

(n) 国内法および国際法の下で、女性と女兒に対する最も重大な犯罪のアカウントビリティを確実にし、また犯罪行為者を処罰すること、並びに国内の司法制度または適切な場合には国際的な司法制度の下で、これら犯罪の申し立てられた犯罪行為者が責任を追及される必要性を強調し、不処罰を阻止すること；

(o) 政治的な生活、政治改革および意思決定のすべてのレベルにおける女性と男性の平等な参加を、すべての状況において確実にするために、並びに女性と女兒に対する差別および暴力の防止並びに撤廃に貢献するために効果的な措置を取ること；

(p) 女性と女兒に対する暴力に対処しまた撤廃することに向けられた行動の文脈の範囲内およびミレニアム開発目標を含む、ジェンダー平等および女性の能力強化に関する国際的に合意された目標および公約の実現において、自然災害、武力紛争、他の複雑な人道的危機、人身売買およびテロリズムによって影響を受けた女性と女兒の権利およびニーズに対処することを目的とした、国際協力の支援を含む、国家の取組を強化する公約を強調する；また上記で記された目標および公約の達成を確保するために、外国の占領下で生活する女性と女兒の十分な実現の障壁を取り除くために国際法に合致した、統合された行動をとる必要性をも強調すること；

(q) 女性と女兒の具体的なニーズが、彼女たちの十分な参加を得て、災害リスク軽減プログラムおよび議定書の計画、供給、および監視並びに社会資本、並びに極端な気象事件や緩慢な開始の影響など気候変動によって誘発されたものを含む、自然災害に対する人道支援に組み込まれていること、また災害準備の取組および災害後の設定において、性暴力を含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の予防と対応が優先されまた十分に対処

されることを確実とすること；

(r) 人身売買と麻薬取引を含む、越境組織犯罪より生じる女性と女兒に対する暴力に対処し、また犯罪予防戦略において女性に対する暴力を予防し撤廃するための具体的な政策を採用すること；

(s) 既存のメカニズムを統合し、そして越境組織犯罪の防止に関する国際連合条約および人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための条約補足議定書に合致する新しいイニシアチブを策定することにより、また人身売買と闘う国際連合世界行動計画の履行により、二国間、地域および国際的な協力を強化すること；

(t) 女性と女兒の売買に貢献する外的要因を含む、根本要因に対処するために適切な措置を取ること；とりわけ性的および経済的搾取の目的での、あらゆる形態の人の売買を犯罪化し、また女性と女兒の権利のより良い保護を提供する目的で、既存の民法および刑法を強化し、公務員を含む、関与する犯罪者および仲介者を訴追しまた処罰し、取引の対象となった個人の権利を保護しまた再び被害者とならないように予防し、女性と女兒の取引を予防し、闘いおよび撤廃すること；人身売買の特定された犠牲者が、取引の対象となったことにより処罰されないことを確実とするために適切な措置を取ること；人身売買の特定された犠牲者に対して、法的手続への参加に関わらず、社会におけるリハビリテーションおよび社会復帰、証人の保護、職業訓練、法的支援、秘匿での医療ケアおよび、人身売買された個人の十分な説明に基づく同意の下での社会復帰など、適切な保護およびケアを提供すること；並びに、あらゆる形態の搾取を涵養する要求を阻止するための公的な意識啓発、教育および訓練を加速化すること；

(u) とりわけ女性と女兒に対する暴力を阻止しまたジェンダー平等の達成を促進するための、持続可能な開発および女性の能力強化の実現の達成を目的とした国家の優先事項に従い、多分野の政策、戦略、計画および最良の慣行を支援する国際的な政府開発援助の公約の達成を通じてを含む、国際協力を強化すること；

(v) 職場での性的ハラスメントを含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力に対応し、予防しまた撤廃するための、また暴力の犠牲者や生存者の能力強化のための計画、キャンペーンおよび戦略における民間部門投資を奨励すること；

(w) 司法、警察、軍を含む公務員および専門家、並びに教育、医療、社会福祉、司法、防衛および出入国の分野で働いている者の能力に十分な注意を促し、訓練しまた強化するために、政策改革および計画を採用しまた資金提供すること、また教育を支援すること；

ジェンダーに敏感な方法において暴力を予防しまた対応し、不処罰を阻止し、犠牲者と生存者の再犠牲者化と女性に対する暴力に至る権力乱用を防止するために、女性と女兒に対する暴力に関連する法および規則の不順守について公務員に責任を負わせること；

(x) これら犯罪の不処罰を阻止するために、教員、宗教指導者、政治指導者および法執行官など権力の立場にある人々によって行われる、女性と女兒に対する暴力行為を防止し、捜査し、また処罰すること；

(y) 特に共同体レベルでの組織で、女性と女兒また犠牲者と生存者が、変革をもたらす力になることができ、また彼らの知識と経験が、政策と計画の作成に貢献できるように、彼らの能力強化を促進するために、女性と女兒に対する暴力に対処するための取組においてすべての関連する利害関係者間の協議および参加を増加させる支援的な環境を創設しまた強化すること；

(z) 暴力の特定の危険に直面する、この点に関する女性の人権擁護者を含む、女性に対する暴力の撤廃に関与する人々を支援しまた保護すること；

(aa) 自由を奪われたおよび／またはあらゆる形態の暴力、とりわけ性的暴行からの、国家による保護または国家のケアの下にある、女性と女兒の人権および保護を確実にするために適切な措置を取ること；

(bb) 女性と女兒に対する差別および暴力を阻止するための取組において生活環のアプローチを採用し、関連する国際条約および協定の下での義務の実施を通じて対処し、また女性に対する暴力を予防しまた撤廃するための国家政策と計画に含まれている、高齢の女性に影響を及ぼす具体的な問題がより着目されまた注意が喚起されることを確実にすること；

B. 女性と女兒に対する暴力を予防するために、構造上および根本的な原因とリスクへの対処

(cc) 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を予防しまた撤廃する取組を加速化し、教育に対する並びに身体および精神的な健康の達成可能な最高の水準への権利を含む、すべての人権および基本的自由の彼女たちの等しい享受を確実にし；すべての子ども、とりわけ女兒への、良質の、無償かつ義務的な初等教育への等しいアクセスとその修了を確実にし、すべての学術の分野において、中等および高等のレベルを含む、すべてのレベルでの女兒の教育を改善しまた拡大する取組を更新し；並びに公的な社会資本事業と利用可能な質の

高い公的なサービスに投資し、また安全な環境を提供することにより、学校と課外活動に参加する女兒の能力を高める；

(dd) とりわけ経済的な意思決定における公式経済への女性の十分な参加、並びに十分な雇用およびディーセント・ワークへの等しいアクセスを促進し；非公式部門において女性の能力を強化し；並びに女性と男性が、職場において平等の処遇、また同一労働同一賃金または同一価値労働、および権力と意思決定への等しいアクセスを享受することを確実にし、また有給および無給の労働の享有を促進する；

(ee) 政策を策定し、再検討しまた強化する取組を加速化し、またジェンダー差別、不平等、女性と男性の間の不平等な権力関係、ジェンダーの固定観念化、貧困並びに、とりわけ経済および財政危機の文脈における、女性の能力強化の欠如を含む、女性と女兒に対する暴力の構造的および根本的な原因に対処する為に、十分な財政的および人的資源を分配する；並びに、暴力の女性と女兒のリスクを減らす目的で、彼女たちの経済的参加、能力強化および包摂の強化を含む、貧困および執拗な法的、社会的および経済的不平等を撲滅する取組を加速化する；

(ff) とりわけ開発途上国において、経済および社会開発の十分な達成を妨げる、国際法および国際連合憲章と合致しない一方的な経済的、財政的または貿易措置の公表および適用を控える；

(gg) 障がいを持つ女性と女兒が、職場、教育機関、家庭および他の設定においてを含む、あらゆる形態の搾取、暴力および虐待により一層さらされやすいことから、彼女たちの権利を保護し促進する為に、すべての適切な立法、行政、社会、教育および他の措置を取ること；

(hh) 特に、国際協力的手段により、土地および他の財産の相続および所有の権利、信用、天然資源および適切な技術を含む、女性が、経済資源に十分かつ等しくアクセスできるように、立法、行政、財政および他の措置を取ること；暴力への女性の弱さを減らすことになる、女性たちの地位の向上の手段として、起業家教育および新事業支援施設を通じてを含む、草の根レベルでの女性の経済的能力強化に向けたイニシアチブを優先させまた強化すること；

(ii) 女性の移動の自由、所有権および法の下での平等の保護の権利を否定する為に社会的な弁明の使用を控えること；

(jj) 女性と女兒に対する暴力を容認する社会的な規範を変革することを目的とした国家政策を企画しまた履行し、また女性と女兒が、男性と男児に従属し、または暴力または強制に関連する慣行に温存する固定観念化された役割を持つとみなす、態度を阻止する為に活動すること；

(kk) すべての年齢の男性および女性の社会的および文化的な行動様式を修正するため、偏見を取り除くため、そして尊重に価する関係の発展のための学識のある意思決定、意思疎通およびリスク軽減を促進しまた構築するため、両親および法的な法定保護人からの適切な指示と指針を得て、子ども、青年、若者および共同体の関与を得て、そして女性、若者および専門的な非政府機構と調整して、彼らの発展しつつある能力に一致したやり方で、すべての青年および若者のための十分かつ正確な情報に基づいた、またジェンダー平等と人権、並びに公式および非公式教育双方のための教員教育および訓練改革に基づいた、人間の性に対する包括的な根拠に基づき教育を含む、教育計画および教材を策定しまた履行すること；

(ll) 女性と女兒に対する暴力と虐待の構造的および根本的な原因に対処する為に、一般大衆、若者、男性と男児を対象とした、様々な伝達手段を通じて、市民社会組織、特に女性組織と協力して、意識啓発および教育キャンペーンを実施すること；ジェンダーの固定観念を克服しそのような暴力に対するゼロ・トレランスを促進すること；暴力の犠牲者および生存者のスティグマを取り除くこと；および女性と女兒が暴力事件を容易に報告しまた利用できるサービス並びに保護と支援計画を活用できる環境を創りだすこと；

(mm) 女性および若者組織、女性の向上のための国家機関、存在する場合には国家人権機関、学校、教育およびメディア機関並びに、女性と女兒、男性と男児並びに社会のすべてのレベルおよびすべての設定、宗教や共同体の指導者および年長者、教員および両親と直接に活動する他の機関と従事して、ジェンダーの固定観念および女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を温存させまた容認する態度、行動および慣行に対処しまた変化させるために、共同体および制度を動員すること；

(nn) 性とリプロダクティブヘルス、強制、差別および暴力からの自由を含む、性に関連する事項を支配し、また自由にかつ責任を持って決定する権利を含む、すべての女性の人権を促進しまた保護すること；国際人口開発会議の行動計画、北京行動綱領およびそれらの再検討の結果に従った、女性のリプロダクティブライツを含む、またすべての人権および基本的自由を保護しまた可能とする、法律、政策および計画の履行を採用しまた加速化すること；

(oo) 介護人が重要な社会の機能であることのより深い理解と認識を促進する、ジェンダーに敏感な政策、戦略、計画および措置を策定し履行し、また障がい者、高齢者、HIV 感染者、また子どもの養育者、育児者および家事従事者を含む、介護における男性と女性の間の、責任と家事の平等の共有を奨励し；また家庭における労働の家族の責任の共有を促進しまた女性と女児の家事負担を軽減する為に、ジェンダーに基づく労働分担を強調する態度を変えるように働きかけること；

(pp) 男性と若者が性とリプロダクティブの行動に責任を取ることを確実とし、また女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力を控えるように自らの行動に責任を持つようにさせ、教育し、奨励しまた支援し；暴力の有害な効果と暴力がいかにジェンダー平等と人間の損害を損なうのかについての理解を深めさせるために、包括的な教育計画を含む、政策、戦略および計画を策定し、投資しまた履行し、尊敬しあう関係を促進し、ジェンダー平等の効果的な役割モデルを提供し、また女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の防止および撤廃において、積極的な役割を担い、また戦略的なパートナーおよび仲間となるように男性と男児を奨励すること；

(qq) 同意についての最低法定年齢および結婚の最低年齢に関する法および規則を再検討し、制定しまた厳格に執行し、必要な場合には結婚の最低年齢を引き上げ、また子ども、早期のまた強制結婚の慣行を阻止する為に、これらの法の執行のための社会的支援を生み出すこと；

(rr) すでに結婚しているまた／あるいは妊娠している女児に対するものを含む、実現可能な代替および制度上の支援を、特に初等教育後を通じて学校に女児をとどめ、また教育の質を高めることを通じて女性の能力強化を促進し、また、学校における安全と衛生状態、安全な居住施設や子どものケアを確立することを含む、教育への実質的なアクセスを確実とし、さらに必要な場合には女性とその家族の財政的なインセンティブを高めることを強調して、特に教育の機会の提供を確実とすること；

(ss) 個人の安全を確実とし、またアルコールと他の有害な物質の使用と乱用を防止しつつ、早期妊娠、性感染症および HIV の予防に関するサービスと計画への若者のアクセスを確実とすること；

(tt) 女児を支援しまた彼女たちが知識を獲得できる公的および非公式な教育計画を優先させながら、政策および計画を策定し、自尊心を高めそして持続可能な生計のアクセスを含む、自らの生活に責任を負い、；また子どもの排除、早期および強制結婚、女性と女児に対する暴力、女性器切除、商業的な性的搾取、性的虐待、暴行、近親相姦および拉致を含む、

子どもの性的搾取並びに食糧の分配などにおける女兒に対する差別の撤廃を含む、女兒の身体的および精神的健康並びに福祉の重要性に関して、女性と男性、特に両親と介護者を、教育する計画に特に着目すること；

(uu) 子どもたちの再犠牲化または暴力の継続の危険性を減らした彼らの健康を回復する為に、司法制度における子どもの保護を含む、ドメスティックバイオレンスや性的虐待を経験してきたか目撃してきた、子どもと若者、特に女性を対象とした、既存の政策および計画を発展させまた支援すること (し)；またその計画を、若者、市民社会および女性や若者の組織、並びに教育および医療制度の実質的な参加を得てジェンダーに対応した様式で履行すること；

(vv) 商業的な宣伝によって温存されるものを含む、ジェンダーの固定観念化の撤廃において、および適切な場合には、犠牲者や生存者の身元の秘匿性を保持することによってを含む、無差別およびジェンダーに敏感な報告の促進においてメディアが担う重要な役割を確認し；また、表現の自由に合致する程度において、女性と女兒に対する暴力の一般的な認識を改善し、メディアで働く者を訓練し、女性と女兒に対する暴力および搾取を撤廃するために、また女性たちを劣ったものとして表現することおよび性的対象や商品として搾取することを控え、そしてその代わりに、女性と女兒を、創造的な人間であり、発展の段階における主要な主体および貢献者並びに受益者として表現するために、女性についての均衡のとれたおよび固定観念化されていない女性の描写を促進する自己規制的なメカニズムを発展させまた強化するように、メディアを奨励すること；

(ww) 女性と女兒に対する暴力の防止および対応に関する情報へのアクセスを含む、女性と女兒の能力強化の資源として、情報および伝達技術並びにソーシャルメディアの発展および使用を支援し；性的ハラスメント、性的搾取、児童ポルノ、および女性と女兒の売買のための情報および伝達技術の刑法上の不使用、並びに女性と女兒の安全を危うくする、ネット上のストーカー行為、ネット上のいじめおよびプライバシーの侵害など生じつつある形態の暴力を含む、女性と女兒に対する暴力を温存させる情報および伝達技術並びにソーシャルメディアの使用と闘うメカニズムを発展させること；

(xx) 交通機関など社会資本を改善することにより安全かつ暴力のない環境を確立すること、また女兒専用のかつ十分な衛生施設、改善された照明、運動場および安全な環境を提供することを含む、学校でまた登下校時の女兒の安全を改善し；学校や共同体における暴力予防活動の実施などの措置を通じて、性的ハラスメントやいじめまた暴力の他の形態を含む、子ども、特に女兒に対する暴力を禁止し、防止しまた対処する国家政策を採用し、また女兒に対する暴力への刑罰を制定しまた執行すること；

(yy) すべての職場で、差別や搾取、暴力および性的ハラスメントやいじめがないこと、またすべての職場が、適切な懲罰措置、計画および手続、治療を目的とした暴力事件の医療機関への委託および捜査を目的とした警察への委託を含む、規制的および監視枠組や改革、集団的措置、行動綱領などの措置を通じて；また職場のサービスや犠牲者および生存者への柔軟性を含む、および雇用者、組合と労働者との協働の下、意識啓発と能力開発を通じて、適宜、女性と女兒に対する差別と暴力に対処していることを確実にする措置を取ること；

(zz) 意識啓発、地方の共同体の関与、犯罪防止法、政策、国際連合の安全都市イニシアチブなどの計画、改善された都市計画、社会資本、公共交通機関および道路照明を通じて、また社会および相互作用メディアを通じて、安全に対処するために、女性と女兒を、公的および私的な場の双方において、性的ハラスメントおよびいじめを含む、暴力およびハラスメントから保護するための措置を増やすこと；

(aaa) 性的ハラスメント、屈辱および強制的な医療手続、すなわちインフォームド・コンセントなしに行われたもの、および特に HIV 感染者、障害者の女性と女兒、先住民やアフリカ系の女性と女兒、妊娠した未成年や若い母親、高齢の女性および民族的または種族的少数者出身の女性や女兒などの、とりわけ脆弱でまた不利益な立場にある女性と女兒に対する、強制的な子宮摘出、強制的な帝王切開、強制的な断種、強制的な妊娠中絶、および強制的な避妊薬の使用など、取り返しがつかないかもしれないものを含む、医療現場における女性と女兒に対する暴力を非難しまた防止するための行動をとること；

(bbb) 出身国、通過国および目的国における女性の移住労働者を含む、女性の移住者の、社会的および法的包摂および保護を確実にするために、より一層措置を採用し履行すること、また彼女たちの人権の十分な実現、また暴力と搾取からの保護を促進しまた保護すること；女性移住労働者へのジェンダーに敏感な政策と計画を履行し、彼女たちの技能と教育を承認する安全かつ法的な経路を提供すること、公平な労働条件を提供し、また適宜、生産的な雇用および適切な仕事また労働力への統合を促すこと；

(ccc) 国際的な仕事において自営業を営む労働者および女性の季節労働者の暴力および差別からの保護を確実にするための措置も取ること；

C. 女性と女兒に対する暴力への多分野のサービス、計画および対応の強化

(ddd) 女性と女兒の必要性に基づいた、彼女たちに対するあらゆる形態の暴力のすべての

犠牲者や生存者のための、そして低い基準で女性と子どもにとって得やすくかつ安全な援助を提供するため、十分に援助を受けておりまた適切な場合には、警察および司法部門、法的支援サービス、性とリプロダクティブヘルスそして医療の、精神的なまた適切な場合には専門家のサービスを含む他のカウンセリングサービスを含む医療ケアサービス、国家のおよび独立した女性の避難所やカウンセリングセンター、24 時間ホットライン、社会支援サービス、ワンストップ支援センター、出入国管理サービス、子ども向けサービス、公的住居サービスによる効果的かつ調整された行動並びに長期の収容施設、境域、雇用および経済的機会へのアクセスを通じた援助、保護並びに支援を含む、あらゆる利用可能な技術の支援を得た、すべてのレベルでの、包括的な、調整された、学際的な、利用しやすくまた持続的な多分野のサービス、計画および対応を確立すること；

(eee) 犠牲者と生存者の秘匿性と安全を確実にしつつ、彼らに関するサービス間の照会のプロセスの設立を通じて、サービスを調整するためにさらに措置を取り、国家の基準および予定表を設立し、そしてその進展と履行を監視すること；暴力の危険あるいは暴力にさらされる恐れのあるすべての女性と女兒への調整された多分野のサービス、計画および対応へのアクセスを確実にすること；

(fff) 措置を実行した措置がある場合にはそのような措置を拡大することにより、ドメスティックバイオレンスや他の形態の暴力にさらされている人々を含む、犠牲者と生存者と彼らの子どもにとって、彼らの社会への十分な回復と復帰のまた司法への十分なアクセスのため、利用可能性またアクセスしやすさを確実にすること；また利用可能な支援サービスと法的措置に関する十分かつ時宜に適った情報の提供を、可能であれば、彼らが理解できまた意思疎通できる言語において、確実にすること；

(ggg) 一連の政策を生み出し、発展させまた履行し、また女性と女兒に対する暴力の犯罪行為者の態度と行動の変化を奨励するため、またドメスティックバイオレンス、暴行およびハラスメントの場合を含む、再発の可能性を減らすために、リハビリテーションのためのサービスの設立を支援すること、並びにそれらの影響と効果を監視しまた評価すること。

(hhh) 女性と女兒のニーズに対応する、包括的、手ごろかつより目標に向けられた、並びに女性の企画および履行において女性の積極的な参加を奨励する、ジェンダーに敏感な国家戦略および公衆衛生、政策および計画を通じてを含んで、時宜に適った、手ごろな、および質の高い、女性と女兒の医療制度を改善すること；そして人口の貧しく、弱くまた疎外された部分を特に強調し、手ごろ、安全、効果的および良質な治療並びに医薬品への女性のアクセスをまた強化すること；

(iii) ト라우マに対応し、また手ごろ、安全、効果的および良質の医療、最前線の治療、傷害者の治療および社会心理学および精神衛生の支援、緊急の避妊、そのようなサービスが国内法によって認められている場合には、安全な中絶、HIV 感染後の予防法、性感染症の診断および治療、暴力にさらされた女性を効果的に特定しまた治療するための医療専門家への訓練、また適切に訓練された専門家による法医学調査を含みまたトラウマに対応する、利用可能な医療ケアサービスを提供することにより、女性と女兒に対する暴力の、身体的、精神的および性とリプロダクティブの健康の結果を含む、すべての医療の結果に対処すること；

(jjj) ドメスティックおよび性的暴行に対処する戦略を通じてを含む、とりわけ共通のリスク要因について、HIV と AIDS の共通部分およびすべての女性と女兒に対する暴力に対処し、そして HIV と女性と女兒に対する暴力の共通部分に対処する、政策、計画およびサービスの調整と統合を強化する取組を加速化すること、並びに HIV と AIDS への対応は、彼女たちの性とリプロダクティブの健康管理サービス、また HIV と AIDS 診断、男女の避妊具を含む、安全かつ効果的な予防の商品を含む、手ごろかつ利用できる治療と予防に対する彼女たちの具体的なニーズに合致しつつ、彼女たちに対する暴力を防止するために強化されることを確実にすること；

(kkk) HIV に感染した女性と女兒また HIV 感染者の介護者に対する差別と暴力を撤廃し、また彼女たちの、スティグマ、差別、貧困および平等な共有を奨励する計画や措置の履行における、家族や共同体からの疎外の脆弱性を考慮すること；

(III) 健康管理サービスの利用可能性を拡大し、そしてとりわけ、特に性的暴力という暴力の危険に直面している、家族、女性と女兒のサービスと保護の支援と委託を提供する、並びに教育、情報および性とリプロダクティブな健康管理サービスを通じて、早期かつ意図していない妊娠および性感染症を回避するために、若者に支援を提供する、主要なエントリーポイントとして、母親のおよびリプロダクティブな医療センターを強化すること；

D. 科学的根拠の改善

(mmm) 法の発展および改正並びにその履行、政策および戦略を伝えるために、女性と女兒に対する暴力の構造的および根本的な原因およびその費用とリスク要因、並びにそのタイプと普及に関する継続した多面的な研究および分析を実行し、また意識啓発の取組を支援するためにそのような情報を公開すること；

(nnn) そのような差別と暴力の、社会に対する医療費用と経済費用を含む、女性と女兒に

対する多様な形態の差別と暴力、その原因と結果について、国家および地方のレベルで、性および年齢によって分類された、信頼できる、比較可能かつ匿名扱いされるデータおよび統計を定期的に収集し、整理し、分析しまた普及させること、法、政策および計画の形式、監視および評価を通知する、利用しやすさなど、他のすべての関連する要因をも考慮すること；

(ooo) 秘匿性、種族および安全の配慮をデータ収集において考慮することを確実とし、提供されるサービスと計画の効果を改善し、並びに犠牲者の安全を保護しつつ、犯罪行為者と犠牲者の間の関係並びに地理的な場所に関するデータを含む、適切な場合には、女性と女兒に対する暴力事件に関する、警察、医療部門および司法からのものを含む、行政上のデータの収集、調和および使用を改善すること；

(ppp) 公的および私的領域の双方において、女性と女兒に対する暴力に対処する予防的および対応する戦略を含む、政策と計画の評価のための国家監視および評価メカニズムを策定すること；

(qqq) 最良の慣行と経験の共有、そして可能で、実践的で成功した政策および計画による介入を促進すること；また他の設定におけるそのような成功した介入と経験の適用を促進すること；

35. 委員会は、女性と女兒に対する暴力の阻止は、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成を含んで、緊急になされるべきことであり、また貧困撲滅、包括的な持続可能な開発、平和と安全、人権、医療、ジェンダー平等、および女性の能力強化、持続可能かつ包括的な経済成長と社会的包摂のための優先事項でなければならない、またその逆の場合でも優先事項でなければならないことを強調する。委員会は、ジェンダー平等と女性の能力強化の実現が、2015年以降の開発課題の作成において、優先事項として考慮されることを、強く勧告する。